

地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱
(沖縄県地域医療介護総合確保基金事業)

(趣旨)

第1条 知事は、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備を進めるため、勤務医の労働時間削減に取り組む医療機関に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付要件)

第2条 本事業の事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす医療機関とする。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 年の時間外・休日労働が960時間超又は720時間超、960時間以下の医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。
- (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(対象事業)

第3条 医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業(以下「補助対象」という。)とする。補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助基準額、補助対象経費及び補助率は別表に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、地域医療勤務環境改善体制整備事業交付申請書(様式1)に必要資料を添えて提出しなければならない。また、申請する医療機関は、事前に沖縄県医療勤務環境改善支援センターの確認を受けなければならない。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定に際し、知事は次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第6条 補助事業者は、前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、地域医療勤務環境改善体制整備事業変更承認申請書(様式2)に必要書類を添えて、又は地域医療勤務環境改善体制整備事業中止(廃止)承認申請書(様式3)に中止、廃止の理由が確認できる書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、補助事業の適正な遂行を図るために必要と認める場合は、補助事業者に対し、地域医療勤務環境改善体制整備事業遂行状況報告書(様式4)及び必要書類の提出を求めることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地域医療勤務環境改善体制整備事業実績報告書(様式5)に必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(検査及び報告)

第11条 知事は、補助金の適正な執行の確保のため、必要に応じて補助事業者に対して、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月22日から施行する。

地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱 別表

(1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業

<p>補助対象者</p>	<p>補助対象者は次の1、2のいずれかを満たす医療機関であって、交付要件を満たすものとする。</p> <p>1 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</p> <p>2 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関</p> <p>(1) 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</p> <p>(2) 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関</p> <p>(3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関</p> <p>ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合</p> <p>イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関</p> <p>(4) 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</p> <p>※1及び2の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している4月から3月までの1年間における実績とする。</p> <p>※診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している医療機関は対象外とする。</p>
<p>補助基準額</p>	<p>当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。)1床当たり133千円。</p> <p>ただし、以下の要件を満たす場合は上限額を266千円とすることができる。</p> <p>ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。</p> <p>イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、以下の(ア)～(ウ)に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師(B水準医師)又は連携型特定地域医療提供医師(連携B水準医師)がいなかったこと。</p> <p>また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。</p> <p>(ア) 令和6年度の時間外・休日労働時間:1,860時間</p> <p>(イ) 令和7年度の時間外・休日労働時間:1,785時間</p>

	(ウ) 令和8年度の時間外・休日労働時間:1,710 時間
補助対象経費	<p>医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に要する費用。ただし、人件費等の経常的な経費は対象外とする。</p> <p>※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。</p>
補助率	3分の2

(2) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

補助対象者	<p>補助対象者は次の1、2のいずれかを満たす医療機関であって、交付要件を満たすものとする。</p> <p>1 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関</p> <p>2 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基本臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関</p> <p>※常勤換算医師数は、病床機能報告により都道府県へ報告している医師数(非常勤医師数を含む)</p>
補助基準額	<p>当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。)1床当たり133千円。以下の要件を満たす場合は上限額を266千円とすることができる。</p> <p>1 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。</p> <p>2 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、以下の(1)～(3)に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師(B水準医師)又は連携型特定地域医療提供医師(連携B水準医師)がいなかったこと。</p> <p>また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。</p> <p>(1) 令和6年度の時間外・休日労働時間:1,860 時間</p> <p>(2) 令和7年度の時間外・休日労働時間:1,785 時間</p> <p>(3) 令和8年度の時間外・休日労働時間:1,710 時間</p>
補助対象経費	<p>医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に要する費用。ただし、人件費等の経常的な経費は対象外とする。</p>

	※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。
補助率	3分の2